「第1部 貯金保険制度の概要 3 (3) ハ. 相殺」の項 (13ページ) を 参照してください。

貯金等と借入金等との相殺にはどのような手続が必要 ですか。また、いつまでに行えばよいのですか。

1 貯金者が相殺を行うためには、民法及び貯金規定・借入約定等に基づい て、貯金者側から破綜農水産業協同組合に対して所定の手続をとって、相 殺をする旨の意思表示をすることが必要です。手続の詳細は、貯金規定・ 借入約定等に定められていることが多いと思われますが、一般的には、貯 金者が自らの債権(貯金等)・債務(借入金等)を確認のうえ、どの貯金 等とどの借入金等とを相殺するのかを記載した相殺通知書に貯金通帳・証 書等を添え、これらを破綻農水産業協同組合に提出(必要書類の郵送また は店頭提示)して相殺を行うといった手続になると思われます。

具体的な手続は、個々の農水産業協同組合における貯金規定・借入約定 等に従って行う必要があるため、破綻農水産業協同組合に照会してくださ い。また、貯金保険機構のホームページ、破綻農水産業協同組合の店頭、 マスコミ等を通じてもお知らせします。

(2) 相殺を行うことができる期間については、破綻農水産業協同組合がどの ような倒産手続で処理されるかによって異なります。

例えば、民事再生法による手続の場合には、相殺を行うことができるの は債権届出期間(具体的な期間につきましては、破綻農水産業協同組合の 店頭等でお知らせします)内に限定されています。一方、破産法による手 続の場合、具体的な期限については、破綻農水産業協同組合に照会してく ださい。

(3) なお、貯金者が貯金保険機構に保険金支払の請求を行ったとき、または 貯金等債権の買取りを請求し貯金保険機構が当該債権を取得したときには 該当分につき、相殺を行うことができなくなりますので、その前に相殺の 手続を行ってください。